

名古屋市告示第222号

指定公金事務取扱者の指定内容の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に委託した事務内容を以下のとおり変更しましたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

令和8年5月8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

施設の名称	委託した相手方
名古屋市東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市港図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市南陽図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也

名古屋市南図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原幹也
名古屋市守山図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷一文子
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷一文子
名古屋市緑図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷一文子
名古屋市名東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田智治
名古屋市天白図書館	大阪府中央区北浜東1番20号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 中林一良

2 変更した指定公金事務の内容

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第7条第2項により行っていた使用料の収納事務を徴収事務に改める。

同条例第7条第4項及び名古屋市図書館館則施行要綱第48条の2により、データベース複写料の収納事務を追加する。

公金事務を取り扱う施設として名古屋市港図書館、名古屋市南陽図書館及び名古屋市南図書館を追加する。

3 指定公金事務の内容を変更した日

令和8年3月31日

- 4 変更した内容の指定公金事務を委託した日
令和8年4月1日